

――令和6年度加算の移行について――

…	4月	5月	6月	7月	8月	…	1月	2月	3月	4月	…
	旧3加算 算定		新加算Ⅰ～Ⅴ 算定							新加算Ⅰ～Ⅵ 算定	
令和6年度 4・5月分 体制届・計画書提出		令和6年度6月以降分 体制届・計画書提出	令和5年度の 実績報告書提出			令和7年度 計画書提出					
						令和7年度 体制届提出					

――提出物について――

	体制届	体制届の提出要否	計画書	実績報告書
令和6年4・5月分	令和6年4月1日まで (※1)	【必要】 ・旧3加算を新たに算定する場合 ・旧3加算の区分を変更する場合 【不要】 ・令和5年度中に旧3加算を算定しており、区分変更が生じない場合	令和6年4月15日まで	令和7年7月31日まで
令和6年6月分～	【居宅系サービス】 令和6年5月15日まで 【施設系サービス（短期入所、特定施設含む）】 令和6年6月1日まで（※2）	【必要】 全ての事業所 【不要】 ・既に算定している加算に区分変更が生じない場合	令和6年4月15日まで (※3)	令和7年7月31日まで
通常時	【居宅系サービス】 算定を開始する月の前月まで 【施設系サービス（短期入所、特定施設含む）】 算定を開始する当月の1日まで	【必要】 ・加算を新たに算定する場合 ・加算の区分を変更する場合 【不要】 ・既に算定している加算に区分変更が生じない場合	算定を開始する前々月の末日まで	最終の加算の支払があった月の翌々月の末日まで

(※1) 令和6年4月1日までの間に届け出た旧3加算の算定区分については、区分変更を希望する場合、令和6年4月15日まで受け付けます。

(※2) 令和6年6月1日（居宅系は5月15日）までの間に届け出た新加算の算定区分については、区分変更を希望する場合、令和6年6月15日まで受け付けます。

(※3) 令和6年6月に算定する新加算に係る計画書については、令和6年6月15日まで計画書の変更を受け付けます。
7月分以降の変更については変更の届出が必要です。